

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成16年10月21日(2004.10.21)

【公表番号】特表2000-501309(P2000-501309A)

【公表日】平成12年2月8日(2000.2.8)

【出願番号】特願平9-520881

【国際特許分類第7版】

A 6 1 M 3/00

【F I】

A 6 1 M 3/00

【手続補正書】

【提出日】平成15年12月2日(2003.12.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

手 続 補 正 書

15.12.-2

平成 年 月 日

特許庁長官 今 井 康 夫 殿



1. 事件の表示 平成9年特許願第520881号

2. 補正をする者

事件との関係 出願人

名 称 マスク メディカル アクティーゼルスカブ

3. 代 理 人

住 所 東京都千代田区丸の内3丁目3番1号
電話(代) 3211-8741

氏 名 (5995) 弁理士 中 村 稔



4. 補正命令の日付 自 発

5. 補正対象書類名 明細書

6. 補正対象項目名 請求の範囲

7. 補正の内容 別紙記載の通り



請求の範囲

1. 体の腔の洗い出しに使用される装置であって、ポンプ／吸引手段用の第1の接続開口、及び装置の使用状態中、洗い出すべき体の腔と連通するチューブ接続部用の第2接続開口を備えた容器と、前記第2接続開口から前記容器の中へ内方に延びるチューブ部材とを有し、このチューブ部材には、洗い出し液体を前記ポンプ／吸引手段によって送り込む少なくとも1つの第1開口、及び洗い出し液体を腔から前記容器の内部に吸い出す少なくとも1つの第2開口が形成され、前記開口を通して前記容器の中へ流れを許したり阻止したりする手段が前記第2開口に設けられている装置において、フィルターエレメントが、前記第2開口を前記ポンプ／吸引手段用の第1の接続開口から分離するように前記第2開口の周りに配置されていることを特徴とする装置。
2. 前記容器は、容器本体及び容器ふたを有し、前記第1接続開口及び前記第2接続開口は前記容器ふたに設けられることを特徴とする、請求項1に記載の装置。
3. 前記フィルターエレメントは、装置の組立て状態で、前記チューブ部材の第2開口と整合して存在し、かくして、前記チューブ部材の延長部を形成する通路を有する取外し可能な孔あき板によって形成されることを特徴とする、請求項1又は2に記載の装置。
4. 前記容器の中へ流れを許したり阻止したりする前記手段は、一方向弁の形態、例えば、逆止め弁又はフラップ要素の形態で設けられることを特徴とする、請求項1～3の何れか1項に記載の装置。
5. 前記一方向弁は、前記孔あき板の通路に関連して配列されることを特徴とする、請求項4に記載の装置。
6. 前記容器ふたと前記チューブ部材はワンピースに形成されることを特徴とする、請求項1～5の何れか1項に記載の装置。
7. 前記チューブ部材の少なくとも1つの第1開口は、前記フィルターエレメントに面する、前記チューブ部材の一部の軸線方向に向けたスロットとして設けられることを特徴とする、請求項1～6の何れか1項に記載の装置。
8. 前記第1開口及び前記第2開口を備えたふたに取って代わることのできる輸

送用ふたを有することを特徴とする、請求項1～7の何れか1項に記載の装置。

9. 前記吸引ポンプ／ポンプ手段は、それ自身のばね力によって再び拡張することができる押しつぶし可能なバルブによって形成されることを特徴とする、請求項1～8の何れか1項に記載の装置。

10. 前記容器が透明材料で作られることを特徴とする、請求項1～8の何れか1項に記載の装置。